

財団法人 長崎県育英会寄付行為

第一章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人長崎県育英会を称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を長崎県長崎市江戸町 2 番 1 3 号長崎県庁内に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、長崎県内に住所を有する者の子弟のうち、向学心に富み、有能な素質を持ちながら経済的理由により修学が困難な者に対し、学資の貸与その他育英上必要と認める業務を行い、もって将来社会に貢献し得る有為の人材を育成することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学資金の貸与
- (2) 学資金の貸与を受ける学生生徒の補導
- (3) その他目的を達成するため必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) この法人の設立当初の寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 返還金
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 6 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品で寄付者の指定のあるものについては、その指定に従う。

(資産の管理)

第 7 条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、或いは定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ長崎県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実及び返還金等運用財産で支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て、長崎県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(決算)

第 11 条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書ならびに財産増減事由書をとともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて、長崎県教育委員会に報告しなければならない。

(予算外の義務負担または権利放棄)

第 12 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、長崎県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

(会計年度)

第 13 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第四章 役員・評議員及び職員等

(役員)

第 14 条 この法人には次の役員をおく。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内（うち理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名）
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内

(役員を選任)

第 15 条 理事及び監事は評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長、副理事長及び常務理事を定める。

(役員の職務)

第 16 条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、または欠けたときは副理事長または常務理事がその職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基き日常の事務に従事する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 17 条 この法人の役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。
- 4 役員は、その法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員会の同意及び理事会の議決により、これを解任することができる。

(役員報酬)

第18条 役員は無給とする。

(評議員)

第19条 この法人には、評議員10名以上15名以内をおく。

2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長がこれを任命する。

3 第17条の規定は、評議員に準用する。この場合において、第17条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第20条 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第21条 この法人には、顧問若干人をおくことができる。

2 顧問は、理事会の推せんにより理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の諮問に応じるほか、理事長に対し、意見を述べることができる。

(事務職員)

第22条 この法人には、事務を処理するため、書記等の職員をおく。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第五章 会 議

(理事会)

第23条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

第24条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事についてあらかじめ、書面により意見を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第25条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 事業計画および収支予算についての事項

(2) 事業報告および収支決算ならびに財産目録についての事項

(3) 不動産の買入れ、基本財産の処分および担保提供についての事項

(4) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項

2 前2条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」および「理事」とあるのは「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第26条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2人が署名なつ印の上、これを保存する。

第六章 寄付行為の変更ならびに解散

(寄付行為の変更)

第 27 条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数おのおのの 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、長崎県教育委員会の許可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 28 条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数おのおのの 4 分の 3 以上の同意を経、かつ、長崎県教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 29 条 この法人の解散にともなう残余財産は、理事全員の同意を経、かつ、長崎県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の公認事業に寄付するものとする。

第七章 補 則

(施行細則)

第 30 条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、奨学金貸与規定を定め、または変更するときは、長崎県教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

- 1 この法人の設立当初の会計年度は第 13 条の規定のかかわらず昭和 35 年 3 月 28 日から昭和 35 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この法人は財団法人長崎県奨学会の事業に伴うすべての権利義務を継承する。
- 3 この寄付行為施行の際現に財団法人長崎県奨学会の奨学生であった者については、引き続きこの法人の奨学生とする。
- 4 この寄付行為は旧主務官庁の認可の日から施行する。

(昭和 45 年 12 月 11 日 一部改正)

(昭和 51 年 4 月 1 日 〃)

(平成 7 年 7 月 17 日 一部変更認可)

(平成 13 年 8 月 2 日 〃)

(平成 23 年 6 月 27 日 〃)